令和６年第５回中津川市議会（定例会）
提出予定議案

令和６年第５回中津川市議会（定例会）に、報告１件、条例５件、その他４件、補正予算７件、合計１７件の議案を提出します。

（報　告）

１、専決処分の承認を求めることについて

９月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

・令和６年度中津川市一般会計補正予算（専第７号）

（条　例）

１、中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、改正する。

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、条項の整備が行われたため改正する。

・改正の内容
第２１条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による」を「第６１条の２第２０項の規定による」に改める。

・施行期日　令和７年４月１日

２、中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

人事院勧告に基づき、職員等の給与を改定するため、改正する。

・令和６年人事院勧告において、民間事業所の給与較差11,183円（2.76%）を解消するため、給料月額及びボーナスの支給月数を引き上げる勧告がなされた。

・改正の内容
①中津川市職員の給与に関する条例の一部改正
ⅰ　給料表を改定し、初任給及び給料月額を引き上げる。
大卒初任給は23,800円、高卒初任給は21,400円引き上げる。
給料表の改定は若年層に重点を置き、改定率を逓減させる形で引き上げる。
ⅱ　職員のボーナスの支給月数を期末手当及び勤勉手当に0.05月ずつ、合計で0.1月分引き上げ、年間4.5月分 ⇒ 4.6月分とする。
ⅲ　定年前再任用短時間勤務職員は期末手当及び勤勉手当に0.025月ずつ、合計で0.05月分引上げ、年間2.35月分 ⇒ 2.4月分とする。

②中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
・特定任期付職員のボーナス（期末手当）を年間0.05月分引き上げ、年間3.4月分 ⇒ 3.45月分とする。（※該当者無し。）

③中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正
・特別職のボーナス（期末手当）を年間0.1月分引き上げ、年間4.25月分 ⇒ 4.35月分とする。

④中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正
・議員のボーナス（期末手当）を年間0.1月分引き上げ、年間4.35月分 ⇒ 4.45月分とする。

⑤中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
・附則第３条（給与改定の不適用）の条文を削除する。

施行期日
・公布の日（令和６年４月１日から適用）
　給料表の改定
　期末勤勉手当の改定（１２月分の引き上げ）
・公布の日
　会計年度任用職員の給与の改定
・令和７年４月１日
　期末勤勉手当の改定（６月分、１２月分の平準化）

３、中津川市市営住宅条例及び中津川市市営単独住宅管理条例の一部改正について

市営住宅及び市営単独住宅の一部を廃止するため、改正する。

・田原団地は、昭和３８年に旧蛭川村が建設し、築６１年が経過、富田団地は昭和３５年に付知営林署が建設し、築６４年が経過しており老朽化が進んでいる。また耐震性も十分でないため、「市有財産（施設）運用管理マスタープラン」及び「中津川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、用途廃止を行う。

・改正の内容
①中津川市市営住宅条例の一部改正
・別表田原団地の項を削る。

②中津川市市営単独住宅管理条例の一部改正
・別表第１富田団地の項及び別表第２富田団地の項を削る。

・施行期日　公布の日

４、中津川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、改正する。

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正により、条ずれが生じたため、改正する。

・施行期日　令和７年６月１日

５、中津川市下水道条例の一部改正について

下水道法施行令の一部改正に伴い、改正する。

・環境基本法（平成５年法律第９１号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」の項目とされていた「大腸菌群数」について、より的確にふん便汚染を捉えることができる指標として「大腸菌数」を用いることとされ、これに基づき、下水道法施行令が改正された。

・改正の主な内容
第１５条第１項第１０号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

・施行期日　令和７年４月１日

（その他）

１、財産の取得について

東濃東部都市間連絡道路整備事業２－１工区の事業用地として、土地を取得する。

・財産の種別　土地

・所在地、地目及び面積

所 在 地	地目	面積(平方ﾒｰﾄﾙ)
千旦林字坂本１２５９番１の内	田	２，１８３．１１
千旦林字空見１１３４番３の内	田	８７．８９
千旦林字空見１１３８番の内	田	２６０．８６
千旦林字空見１１４３番２の内	田	１，１７２．９３
千旦林字空見１１４３番６の内	田	２５０．３６
千旦林字空見１１４３番９の内	田	３０７．８１
千旦林字空見１１４３番１０の内	田	６０．２９
千旦林字上見１０１７番３の内	田	１，１１７．１３
合 計 面 積		５，４４０．３８

・取得金額　　５３，９８１，７９４円

・契約の相手方　　個人（１名）

２、損害賠償の額の決定について

総合病院中津川市民病院における医療過誤に伴う、損害賠償の額の決定について議決を求める。

・患者は、慢性副鼻腔炎の手術の目的で他院から当院の耳鼻いんこう科への紹介受診。手術は、令和３年１０月に行われ、術中、明らかな硬膜損傷や髄液漏れはなかった。
・手術から５日後に退院となったが頭痛と活動性低下がみられ、退院から１０日たった時点でも、頭痛が継続されたため、耳鼻いんこう科外来を受診。頭部ＣＴおよびMRＩ検査の結果、左の前頭部に脳膿瘍（のうのうよう）が認められたため、脳神経内科と脳神経外科の併診が行われ再入院となった。

・抗生剤投与による保存的治療を行ってきたが、再入院から３日後、再度ＣＴ検査を行った結果、膿瘍の悪化がみられたため、排膿（はいのう）ドレナージ術を行い、親族に状況説明。
・令和３年１１月、再度、排膿ドレナージ術を実施し、症状は安定してきたが、意欲低下、自発性低下、失語症がみられた。
・第三者機関専門医から意見をいただいたところ、当院で実施した術中の医療過誤であった可能性が高いとの回答があった。また、後遺障害が見込まれる可能性があるとして、１年経過後に病状の報告をするよう指示があった。
・発症から１年経過したところで、患者の病状を専門医に報告。令和４年１２月、第三者機関専門医からの意見書では、神経系統の機能または精神の障害は、後遺障害等級第２級に相当。将来的な回復は期待できないとの回答。
・その後も入院にてリハビリ加療を継続し、令和５年１１月に症状固定とし退院となったが、随時介護を要する状況。
・第三者機関専門医より、術前のＣＴ画像と術後のＣＴ画像の比較では、左篩骨洞天蓋（ひだりしこつどうてんがい）に複数の骨欠損が確認されており、手術時に生じたものと考えられると指摘がある。
・手術前後のＣＴ画像の比較から、当院での手術時の術中操作に過誤があったことで、患者に障害が残ったことを認め損害賠償を支払うこととした。

・損害賠償額　　９９，３７６，６０５円

・患　　者　　岐阜県在住の女性（５０代女性）

・損害賠償の相手方　　患者本人

３、字の区域の変更について

・県営土地改良事業（下野地区）の工事完了に伴う、換地処分を行うにあたり令和６年９月１７日に、岐阜県から字区域の変更依頼があった。

・変更内容　下野字下本郷（しもほんごう）の一部を下野字東洞（ひがしぼら）に変更する。

４、指定管理者の指定について

・施設名　　加子母B&G海洋センター

・指定先　　特定非営利活動法人　わくわくプラザ

・指定期間　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（補正予算）

１、令和６年度中津川市一般会計補正予算
２、　　〃　　国民健康保険事業会計補正予算
３、　　〃　　介護保険事業会計補正予算
４、　　〃　　後期高齢者医療事業会計補正予算
５、　　〃　　水道事業会計補正予算
６、　　〃　　下水道事業会計補正予算
７、　　〃　　病院事業会計補正予算

お問い合わせ先

総務部　総務課　担当者：内木　里志
電話：0573-66-1111（内線441）